

令和5年2月1日
日向農業協同組合

金融円滑化に向けた取組みについて

J A日向（代表理事組合長 海野 真吾）は、農業および地域金融における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置づけ、その実現に向けて取り組んでおります。

今般、下記のとおり、金融円滑化にかかる取組みの基本的方針（別添）を制定し、取組み体制を強化いたしました。

当J Aでは、この方針に基づきまして、ご利用の皆様からのご相談等にはより一層丁寧な対応を心掛けてまいります。

記

1 金融円滑化にかかる基本的方針（別添 1）

2 金融円滑化の実施に向けた体制の強化

当J Aは、本方針を適切に実施するため、以下のとおり体制を強化しております。

- （1）適切な金融円滑化管理態勢を確立するため、金融円滑化管理規程を策定いたしました。
- （2）ご利用の皆様からの相談等に対して迅速かつ適切に対応するため、金融円滑化管理責任者・金融円滑化管理担当者・金融円滑化管理責任部署を設置し、金融円滑化に向けた体制を強化いたしました。
- （3）金融円滑化に関する役職員の教育・研修等の実施により資質向上に努めます。

3 金融円滑化にかかる苦情・相談窓口の設置

以下の本支所の「ご相談窓口」にて、ご利用の皆様からの貸出条件変更等にかかるご相談に応じております。

ご利用の皆様のためのご相談窓口

| 店舗名 | 所在地 | 相談窓口 | 電話番号 |
|------|---------------------|----------------|--------------|
| 本店 | 日向市鶴町4番地 | 金融共済部 (融資課) | 0982-55-2610 |
| 門川支店 | 東臼杵郡門川町大字門川尾末 7992 | 金融管理課 | 0982-63-1500 |
| 日向支店 | 日向市鶴町4番地 | 金融管理課 | 0982-55-2514 |
| 西郷支店 | 東臼杵郡美郷町西郷区田代 1010 | 金融管理課 | 0982-66-3131 |
| 椎葉支店 | 東臼杵郡椎葉村大字下福良 1779-1 | 金融管理課 | 0982-67-3131 |

(ご相談受付時間：9時～17時)

※ 貸出条件変更等に係るご意見・苦情については、金融共済部（融資課）にてお受けいたします。

・苦情相談窓口 TEL 0982-55-2610

4 中小企業者等の事業改善または再生のための支援にかかる体制

金融円滑化責任部署（または、金融円滑化管理協議会等）を中心に経営改善または再生のための支援について真摯に取り組むとともに、役職員の資質向上に努めます。

以 上

(別添 1)

金融円滑化にかかる基本的方針

J A日向（以下、「当 J A」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域の利用者に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

1 当 J Aは、利用者からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、利用者の特性および事業の状況を勘案しつつ、真摯に対応するよう努めます。

2 当 J Aは、事業を営む利用者からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、利用者の経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3 当 J Aは、利用者から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、利用者の経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

4 当 J Aは、利用者からの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、利用者の理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

5 中小企業者等金融円滑化法への対応

(1) 農業事業者、中小事業者および住宅ローンの利用者からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、利用者の特性および事業の状

況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。

(2) 当 J A は、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、利用者の同意を前提に情報交換を行い連携に努めます。

6 当 J A は、利用者からの上述のような申込みに対し、円滑な措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、組合長以下、企画会メンバーを構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

7 当 J A は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

附則

この方針は、平成 22 年 1 月 26 日から施行する。